

平成25年度北海道包括外部監査の結果に基づき講じた措置

措置公表年月日

最終 平成27年4月7日

特定のテーマ：【学校教育に関する事務の執行について】

改善を要する事項	講じた措置
<p>【指摘1】</p> <p>北海道公立学校校務支援システムについては、道立学校は全て導入されており、活用の効果も見られていることから、全道で活用が進むことが期待される。</p> <p>しかし、システム開発に延べ約4.3億円の経費を投入し、市町村立学校の導入校が少ない現状からは、規模の効率化が働きにくく、有効的、効率的又は経済的な効果が十分に発揮されているとは言えないと考える。</p> <p>市町村立学校の導入校が増えることは、道立学校の運用経費軽減にもつながることから、引き続き、導入が進まない理由を分析し、市町村に本システムに関する情報開示を迅速に進めながら導入促進を図り、スケールメリットを働かせることを検討すべきである。</p> <p>【指摘2】</p> <p>平成23年度の北海道教育委員会と公益財団法人北海道高等学校奨学会との契約書について、貸付額（契約額）は54億9,408万円であり、印紙税法上、印紙60万円分が必要なところ40万円分しか貼られていなかった。北海道教育委員会は印紙税法上の非課税団体であり、印紙が不足しているのは、契約相手ではあるが、契約を締結する公的機関としては、法律上必要な印紙が貼られているかどうか確認の上、契約する必要がある。</p>	<p>市町村立学校においては、厳しい財政状況から校務用PC・LAN環境整備が遅れ、システムを管内一斉に導入することが難しく、スケールメリットが十分に発揮されておられません。</p> <p>そのような状況の中、平成25年度中において、各教育局と連携の上、様々な機会を捉え、導入促進を図ってきたところ、結果として、新たに24校が新規にシステムを導入し、平成26年4月1日現在、50市町村112校で運用しております。</p> <p>また、平成26年6月にシステムを既に導入している市町村や未導入市町村を直接訪問し、システム導入や活用が進まない理由、課題について把握したところであり、引き続き学校や市町村教育委員会などに校務支援システムの必要性や活用効果事例等を説明・提供しながら、導入促進を図ってまいります。</p> <p>課税文書を受理する際には、関係法令等を遵守し、印紙税に相当する金額の印紙が貼り付けられているか確認の上、契約します。</p> <p>なお、平成26年4月1日締結の契約書において、契約時に適正な額の印紙が貼付されていることを確認しました。</p>

注 措置内容について、関係書類がある場合は添付すること。

改善を要する事項欄は報告書の内容を記載すること

改善を要する事項	講じた措置
<p>【意見 1】</p> <p>北海道教育委員会は、公益財団法人北海道高等学校奨学会を通じて、道内公立高校の生徒に奨学金を貸付けており、その原資を当該団体に貸付けしている。道財政がおかれている現状も考慮した上で、単年度貸付けの見直し等についても検討すべきである。</p> <p>【意見 2】</p> <p>高校の統廃合等に伴い、未利用となっている教職員住宅について、共済組合の年賦金が完済されるまでは、共済組合が所有していることから、道において処分することができない。道財政がおかれている現状も考慮した上で、繰上償還等についても検討する必要があると考える。</p>	<p>道内公立高校の生徒に対する奨学金の貸付に係る公益財団法人北海道高等学校奨学会への単年度貸付の長期貸付への見直しを検討しましたが、多額の財源が必要となることから、困難であります。</p> <p>平成13年度から、地元市町村より利用希望があった年賦金が完済されていない教職員住宅について、償還金残額の一括償還を行い、有償譲渡しております。</p> <p>今後も高校の統廃合等に伴い、未利用となっている教職員住宅については、地元市町村と協議を行うなど、この方針で進めてまいります。</p>

注 措置内容について、関係書類がある場合は添付すること。

改善を要する事項欄は報告書の内容を記載すること